

消費者機構日本ニュースレター

172号

消費者機構日本 第18回通常総会 ご報告

消費者機構日本の第18回通常総会が2022年6月14日(火)に開催されました。今回も新型コロナウイルス感染防止の観点より、書面議決または委任状での出席をお願いし、実出席については理事等、最低限の人数で開催いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。以下、第18回通常総会の概要をご報告いたします。

- 日 時：2022年6月14日(火) 17時30分から18時20分
場 所：東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ5階第1会議室
※ オンライン会議システムによる双方向参加を含む。
- 参加者：出席表決権総数 107(表決権総数120の過半数で成立)
(実出席表決権数：26(うちオンラインによる出席12)、
委任状出席：3、書面表決者：78)
- 議 題：《審議事項》
1. 第1号議案 2021年度事業報告承認の件
 2. 第2号議案 2021年度決算承認の件
 3. 第3号議案 役員選任の件
- 《報告事項》
1. 2022年度事業計画
 2. 2022年度予算

審議事項

1. 第1号議案 2021年度事業報告承認の件

被害回復の活動としては、東京医科大学との簡易確定手続が2021年度で完了し、順天堂大学についても2022年秋頃に完了する見通しである。これら訴訟の報酬によって正味財産が増加しており、今後の活動に活かしていかなければならない。一方で情報商材に係るワンメッセージ訴訟では一審・二審ともに訴訟要件を欠くとして門前払いとなり、上告受理の申立てを行っているところである。

差止請求では、エーチーム・アカデミー訴訟は一部勝訴を得たが、控訴審に進んだ。その他、2021年度は新たに2件の差止請求訴訟を提起した。

2021年度の新たな裁判外の申入れは3件、要請は2件、検討のための問合せは7件となり、過年度からの申入れ事案も含め、改善結果または経過について18件を公表した。設立以来の累計では148件で是正を図ることができた。

2. (1) 第2号議案 2021年度決算承認の件

会計期間は2021年4月1日から2022年3月31日、資金の範囲は現金・預金、商品券、未収金、未払い金、預り金等を含めたものである。

2021年度は収益事業を行ったため、都民税の均等割り(70,000円)の納税義務が生じており、未払い金に計上した。

活動計算書については、経常収益32,328千円余に対し、経常支出29,068千円余となり、東京医科大学訴訟の収益により、当期経常増減額は約325万円の増(黒字)となった。

(2) 監査報告

理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が監事より行われた。また、監査意見として以下の2点の指摘があった。

- ① 特定適格消費者団体として被害回復関係業務を着実に実施できるよう、さらに財政強化と体制整備を進められたい。
- ② 引き続き、行政との連携強化を通じて、消費者団体訴訟制度についての社会的理解や、適格消費者団体への信頼を広げていくよう努められたい。

3. 第3号議案 役員選任の件

理事19名と監事2名は第18回通常総会終結時をもって全員任期満了となり、理事23名(17名再任、6名新任)と監事2名(1名再任、1名新任)の選任が提案された。

<質問と回答>

提案された議案に対しての質問と回答は次のとおりでした。

◆社会的な認知度を向上させていく必要性について(第1号議案関連)

[質問] 東京医科大学訴訟の報酬によって収益が確保できたとの報告があったが、会員数については増加が見られない。消費者機構日本の活動が世間に認識・評価されるように、広報の取り組みを強め、広く社会に訴求する活動を工夫して進めてほしい。

[回答] 認知度向上の必要性は、去年の消費者庁有識者会議でも議論され、今国会での法改正により特定適格消費者団体支援法人が新たに設けられることとなっている。適格消費者団体は全国で22団体まで増えているものの個々の団体は小規模で十分な広報は望めないが、支援法人の活動として前進させていく可能性はある。

◆リアル開催による企画の実施について(第1号議案関連)

[質問] コロナ禍も終息が見えつつあるのではないかと感じている。オンライン企画ばかりでなく、リアル参加の場を設け、他団体とのコラボ等を進めていってほしい。

[回答] この後報告する2022年度事業計画の中では、最近数年開催できなかった検討チーム間の研究交流集会を計画している。広く会員や他団体を含めた参加の場については計画できていないが、参加感や連携強化の点から重要なご指摘と受け止める。

<議案の採決>

議長より定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認されました。



報告事項

1. 2022 年度事業計画 (2022 年 5 月 12 日第 12 回理事会議決)

次の課題に取り組んでいく。

- 課題 1 事案検討体制の充実強化
- 課題 2 消費者被害の未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進
- 課題 3 集団的消費者被害回復のための被害回復関係業務を推進
- 課題 4 広報活動及び他団体との連携
- 課題 5 組織・財政基盤強化
- 課題 6 政策提言

2. 2022 年度予算 (2022 年 5 月 12 日第 12 回理事会議決)

経常収益 50,918 千円を計画。被害回復訴訟による収益を含んでいる。

経常支出 35,840 千円を計画。差止請求訴訟及び被害回復訴訟の費用を含んでいる。

経常増減は 15,078 千円の増 (黒字) を見込んでいる。

<質問と回答>

報告事項についての質問と回答は次のとおりでした。

[質問] 事案検討体制を強化することのだが、検討プロセスがどのようなものか教えて欲しい。また、この事案検討の場には一般会員も参加することはできるのか。

[回答] 消費者から寄せられた情報提供を手掛かりに、各検討チームや差止請求委員会、被害回復委員会、理事会の場で、専門家の協力の下に慎重に取扱いを検討している。しかしこの検討プロセス自体には守秘義務が課されており、オープンな参加で進めることはできない。相手方とのやり取りを経て一定の結論を得た段階で、被害の防止・救済の観点から公表していくことになる。公表後の段階で事例報告会的な企画は可能だと思う。

以上ですべての議事を終了しました。

閉会后、本総会をもって退任された長見副理事長、磯辺理事、稲村監事よりご挨拶をいただきました。

※なお、同日に開催しました「第 18 回通常総会 記念企画『改正された被害回復制度を活用しよう！消費者団体訴訟制度次のステップへ』」の内容は、次号のニュースレターでご報告します。

第1回理事会報告(役職の互選について)

第18回通常総会に引き続き、第1回理事会を開催しました。第18回通常総会で選任された理事により、代表理事と役職者を互選しました。確定した役員名簿は、以下の通りです。

＜理事＞(敬称略・役職順、同一役職においては50音順)

役職	氏名	所属	
会長	中山 弘子	特別区人事委員会委員長 前新宿区長	再任
代表理事 理事長	菅波(二村) 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事	再任
代表理事 副理事長	佐々木 幸孝	弁護士	再任
副理事長	永沢 裕美子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事 副会長	再任
副理事長	村 千鶴子	日本消費者協会 理事長	新任
専務理事	板谷 伸彦	消費者機構日本 事務局	再任
理事	岩田 修	弁護士	再任
理事	浦郷 由季	全国消費者団体連絡会 代表理事(事務局長)	再任
理事	大谷 聖子	消費生活相談員	再任
理事	大富 直輝	司法書士	再任
理事	吉備 幸絵	消費者機構日本 事務局	新任
理事	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター 事務局長	再任
理事	鈴木 敦士	弁護士	新任
理事	瀬戸 和宏	弁護士	再任
理事	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク	再任
理事	中野 和子	弁護士	再任
理事	橋本 康正	日本消費者協会 専務理事	再任
理事	平野 裕之	慶應義塾大学法科大学院教授	新任
理事	福長 恵子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問、消費者相談室副室長	再任
理事	宮城 朗	弁護士	再任
理事	本木 時久	日本生活協同組合連合会 組織推進本部長	新任
理事	森 哲也	弁護士	新任
理事	唯根 妙子	消費生活専門相談員	再任

＜監事＞(敬称略・五十音順)

役職	氏名	所属	
監事	大木 茂敬	司法書士	新任
監事	上山 精一	千葉県生活協同組合連合会 専務理事	再任

(株)NEXT EDUCATIONが運営する坪田塾の「契約書」と「入塾誓約書」における中途解約の規定が統一されました。

消費者機構日本は、消費者からの情報提供を受け、株式会社NEXT EDUCATION（東京都港区）に対して、当該事業者が学習塾として運営する坪田塾の「契約書」と「入塾誓約書」の記載内容の齟齬（契約書では「解約申出があった月の末日をもって当塾を退会するものとします」とされているところ、入塾誓約書では「退会前々月末日までに書類を提出します」となっています）について問合せを行いました。その結果、「退会前月末日までに」に統一するなどの改善が図られました。

今回の問合せにおける当機構の問合せ内容と株式会社NEXT EDUCATIONの回答についてはウェブサイトをご覧ください。

なお、改定後の「契約書」と「入塾誓約書」は、2022年3月1日から使用されています。

- ① [【契約書・入塾誓約書の改定条項】](#)
- ② [【改定後の契約書】](#)
- ③ [【改定後の入塾誓約書】](#)

◆本件の公表サイト：http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_220511_01.html

マッチングサービスの「ブライダルネット」(運営:(株)IBJ)に対し、差止請求訴訟を提起

株式会社IBJ（以下、「IBJ」といいます。）は「ブライダルネット」の名称にて、消費者に対しインターネットを利用した異性紹介サービス業（いわゆるマッチングサービス）を運営しています。「ブライダルネット」の利用規約に不当条項があるため、差止請求訴訟を東京地方裁判所に起こしました。

1. 差止請求の趣旨

1. (1) IBJは、消費者との間で、インターネット結婚情報サービス利用契約を締結するに際し、消費者の中途解約を認めない旨の意思表示を行ってはならないこと
2. (2) IBJは、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること
3. (3) IBJは、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること

2. 差止請求訴訟を提起するまでの経緯

- (1) 「ブライダルネット」を利用している消費者から、途中解約すると返金もなく、解約を申し出ると即時にサービスが使えなくなるとの情報が当機構に寄せられました。当機構で規約を確認したところ、「消費者契約法第9条第1号に違反する平均的な損害額を超えるキャンセル料条項」が確認できました。
- (2) 当機構は、IBJに対し、消費者契約法第9条第1号に抵触する不当条項であると考えられる利用規約第11条3項の意思表示を行わないこと（規約から削除すること）を求め、2020年11月16日付で裁判外での申入れを行いました。
[2020年11月16日付「申入および問合せ」](#)
- (3) これに対し、2021年12月11日に、IBJより利用規約第11条3項を変更するとの回答書が届きました。

- (4) 当機構は、規約の変更確認のため IBJ のホームページ掲載の利用規約を確認したところ、2021年1月20日付で改訂されていました。改訂条項は、当機構が求めた旧利用規約第11条3項については削除がなされていたものの、他方、退会の申出の通知が IBJ に到達した日をもって退会となる旨の旧利用規約15条3項が改訂され、退会申出後、退会の効力が発生するのは、IBJ に退会申出の意思表示が到達したときではなく、意思表示到達後の「メンバー期間満了日をもって退会となります」旨変更されていた(改訂利用規約15条3項)。かかる利用規約の改訂は、実質的には会員の途中解約を認めないものであり、返金を一切しないという従前の規定について言葉を変えて継続するものでした。
- (5) そこで当機構は、IBJ に対し、2021年3月22日付で、改訂利用規約15条3項が消費者契約法第10条に違反している旨の再申入れを文書にて行いましたが、IBJ からは回答がありませんでした。
[2021年3月22日付「再申入れおよび要請」](#)
- (6) 当機構は、IBJ からの回答がないため、回答のお願いの文章を郵送するなど IBJ へ回答の依頼を継続しておりましたが、不調となりました。
- (7) そのため、当機構は、2022年4月6日付で消費者契約法第41条第1項に定める書面による差止請求を行いました。
[2022年4月6日付「差止請求書」](#)
- (8) これに対し、IBJ から、2022年4月12日付回答書をもって、「差止請求に応じる考えはありません」との回答がありました。
- (9) 書面による差止請求後、1週間余を経過しても差止請求の趣旨に添った措置が執られたことが確認できなかったため、2022年4月18日に IBJ を被告とする差止請求訴訟を東京地方裁判所へ提起しました。(東京地方裁判所 令和4年〔ワ〕第9434号)
[2022年4月18日付「訴状」\(抜粋\)](#)

◆本件の公表サイト：http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_220517_01.html

適格消費者団体の取り組みが国会審議で取り上げられました。

銀行カードローンの期限の利益喪失条項について、消費者機構日本は2016年度から13件の申し入れを行い、改善を図ってきました(全国の適格消費者団体から計26件の申し入れ)。

この取り組みが5/11参議院の消費者問題特別委員会の審議で取り上げられ(大門実紀史議員による質疑)、その後、金融庁から全国銀行協会等に対し、カードローンを取り扱う場合は適切な対応を行うよう要請書が発出されました。



◆金融庁報道発表：<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220620/20220620.html>

全国の適格消費者団体(23団体)のホームページ公表情報
(2022年5月11日~2022年6月15日分)

- 令和4年6月15日に消費者ネットワークかごしまが適格消費者団体に認定されました。これで全国の適格消費者団体は23団体となりました。各団体のホームページの公表情報をお知らせします。
- 事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
- ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2022年5月11日~2022年6月15日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022-06-01 : 住まいる工房から、まだ回答はありません。 ■ 2022-05-30 : 株式会社高翔工業から返金を開始している旨の連絡がありました。 ■ 2022-05-16 : 「消費者裁判手続特例法ガイドブック」を作成しました。 ■ 2022-05-12 : 特定適格消費者団体としての初の申入れ (株)マーケティングAD及び合同会社高翔工業に申入書を送付しました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022.06.10 : 株式会社防災センターに対する差止請求訴訟について、ネットとうほくの全面勝訴判決が確定しました。 ■ 2022.06.10 : START GATE GYM (申入時 : START GATE SPORTS GYM) に対する申入れ等の経過について公表します。 ■ 2022.05.20 : 入院セットレンタルサービスを行う事業者に対する照会結果を公表します。 ■ 2022.05.20 : 株式会社ラグザス・クリエイト (カーネクスト) に対する申入れ結果について公表します。 ■ 2022.05.20 : 株式会社オーネットに対する申入れ等の経過を公表します。
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年05月19日 : 合同会社日本損保サポート
<p>《消費者機構日本》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年5月19日 : マッチングサービスの「ブライダルネット

<p>http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>ト」を運営する株式会社IBJに対し、差止請求訴訟を起こしました。</p> <p>■2022年5月13日：株式会社NEXT EDUCATIONが運営する坪田塾の「契約書」と「入塾誓約書」における中途解約の規定が統一されました。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 http://www.network-niigata.com/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2022年06月06日：株式会社日本仲人連盟より回答書が届きました</p> <p>■2022年06月04日：株式会社Coo&RIKU東日本より回答書が届きました</p> <p>■2022年05月31日：シアー株式会社より連絡書が届きました</p> <p>■2022年05月26日：学校法人越原学園 名古屋女子大学に対し申入終了通知書を送付しました</p> <p>■その他：申し入れ活動記事一覧： https://cnt.or.jp/category/information</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■2022.06.09：株式会社メルペイが提供するスマートフォン決済サービスの「メルペイ」におけるメルペイ利用規約に関する問題等の検討及び意見交換の結果の公表</p> <p>■2022.05.25：株式会社プレミアムコスメが、販売する「極み菌活生サプリ」に対する定期販売の全てを2月末をもって終了したこと、既存会員に対する定期コースの休止・変更・解約について一定の改善を図ることを確約したことを受け、「申し入れ・要請」活動を終了しました。</p> <p>■2022.05.16：消費者庁長官が認定した返金措置を実施した株式会社モイストの実施状況に関する行政文書の開示を求める「行政文書開示請求書」を送付しました。</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■2022年5月12日 ポジティブドリームパーソンズ株式会社ポジティブドリームパーソンズに対し、令和4年5月12</p>

	<p>日付で、結婚式場に関する「質問書」を送りました。 20220512_(株)ポジティブドリームパーソンズへ 質問書</p> <p>■ 阪神興業(株)自動車教習所 阪神興業株式会社に対し、令和4年5月12日付で、自動車教習所に関する「申入書」を送付しました。 20220512_阪神興業(株)へ 申入書</p> <p>■ 株式会社朝日新聞社 株式会社朝日新聞社に対し、令和4年5月12日付で「再申入書」を送りました。 20220512_朝日新聞社へ 再申入書</p> <p>■ コナミスポーツ(株) コナミスポーツ株式会社に対して、令和4年5月12日付で「質問書」を送りました。 20220512_コナミスポーツ(株)へ 質問書</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/</p>	<p>■ 2022.06.16 : 適格消費者団体に認定されました</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人: 二村睦子 編集責任者: 板谷伸彦

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077